別紙２

しものせき市民活動センター広告モニター放映基準

（趣旨）

第１条　この基準は、甲がしものせき市民活動センターに設置する広告モニター（以下「モニター」という。）で放映する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（広告に関する基本的な考え方）

第２条　モニターで放映する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現（以下「広告内容等」という。）は、これにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（規制する業種又は事業者）

第３条　甲は、次に掲げる業種又は事業者の広告は放映しない。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に該当する業種又はこれに類する業種

（２）消費者金融に関する業種

（３）特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）第３３条に規定する連鎖販売取引に関する業種

（４）法令等に定めのない医療類似行為を行う事業者

（５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続中の事業者

（６）各種法令等に違反している事業者

（７）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

（８）規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

（９）たばこに関する業種

(10) ギャンブルに関する業種

(11) 占い、運勢判断等に関する業種

(12) 債権取立て、示談引受け等に関する業種

(13) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）に違反している事業者

(14) 甲から指名停止の措置その他不利益処分を受けている事業者

(15) 甲の市税等を滞納している事業者

(16) 法令等に基づく必要な許可を受けていない事業者

(17) 興信所、探偵事務所等に関する業種

(18) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団

(19) 前各号に掲げるもののほか、モニターで放映することが不適当であると市長が認める業種又は事業者

（掲載基準）

第４条　次に掲げるものは、モニターで放映しない。

（１）次のいずれかに該当するもの

ア　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

イ　人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの

ウ　性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現のもの

エ　公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

オ　特定の政党、政治団体及び後援団体又は個人の選挙関係等のもの及び政治活動に関するもの

カ　特定の宗教、宗教的意図、宗教活動に関するもの

キ　社会問題についての主義主張(意見広告を含む)に関するもの

ク　他をひぼう、中傷又は排斥するもの

ケ　個人及び法人の名刺広告並びにこれに類するもの

コ　個人の慶弔に関するもの

サ　債権の取立て又は示談引受けなどをうたったもの

シ　社会的な信用又は信頼に欠ける内容であると認められるもの

ス　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの

セ　国内世論が大きく分かれているもの

ソ　美観風致を害するおそれのあるもの

タ　甲の行政運営上、支障があると認められるもの

（２）消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示又は誤認を招くような表現

イ　投機心、射幸心を著しくあおる表現

ウ　虚偽の内容を表示するもの

エ　責任の所在が不明確なもの

オ　広告の内容が不明確なもの

カ　法令等で認められていない業種、商法、商品

キ　国家資格等に基づかない者が行う療法等

ク　国、地方公共団体その他公共の機関が、事業者等又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

ケ　マルチ商法、睡眠商法等の悪質商法とみなされるもの

コ　将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託の経済行為に関するもの

サ　自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現のもの

シ　法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ス　その他消費者の利益を損なうもの又はそのおそれがあると認められるもの

（３）青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次に掲げるいずれかに該当するもの

ア　水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例、広告内容に関連する等の理由で表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ　暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ　残酷な描写等により善良な風俗に反するような表現

エ　暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの

オ　青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

カ　ギャンブル等を肯定するもの

（４）前３号に掲げるもののほか、モニターで放映する広告として不適当であると市長が認めるもの

（広告の禁止表現）

第５条　広告について、次に掲げる事項は禁止表現とする。

（１）会社名、商品名を著しく繰り返すもの

（２）著しく奇抜な色彩を使用したもの

（３）過度の点滅を繰り返すなど、著しく刺激の強いもの

（４）サブリミナル効果を使用したもの

（５）その他市長が不適切と判断したもの

（広告放映希望者の募集）

第６条　広告放映希望者の募集は、乙が行うものとする。

（広告放映の審査及び承認等）

第７条　乙は、モニターで広告を放映しようとするとき、広告ごとに甲へ原稿等を添えて審査依頼を行い、放映の承認を受けたものについてのみ放映するものとする。

２　甲は、前項の規定により依頼された原稿等の審査を行い、広告の放映を承認し、若しくは原稿等の変更を指示し、又は広告の放映を不承認とすることができる。

３　乙は、甲からの原稿等の変更を指示されたときは、原稿等を変更し、再度甲に提出して審査を受けるものとし、変更が完了するまで、全ての広告を中止することができるものとする。

（広告放映の取消し）

第８条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙への催告その他何らの手続きを要することなく、全ての広告の放映を取り消すことができる。

（１）指定する期日までに広告料等の納付がないとき。

（２）前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、モニターでの広告放映が適切でないと甲が判断したとき。

（広告放映の取下げ）

第９条　乙は、自己の都合により、モニターでの広告放映を取り下げることができるものとする。

２　前項の規定により広告放映を取り下げるときは、乙は、書面により甲に申し出なければならない。

（乙の責務）

第１０条　乙は、広告内容、広告手段及び放映された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　乙は、広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを甲に対して保証するものとする。

３　第三者から、広告に関連して損害の請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決することとする。

（裁判管轄）

第１１条　この基準に定める広告放映に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。

附　則

この基準は、令和４年３月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和９年３月１日から施行する。